

景観法及び景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、景観法（平成十六年法律第百十号）及び景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十六年法律第百十一号）の一部の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（景観法施行令の一部改正）

第一条 景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「規定する開発行為」の下に「（以下単に「開発行為」という。）」を加える。

第十条中第二号を第四号とし、第一号を第三号とし、第一号及び第二号として次の二号を加える。

- 一 景観計画に定められた開発行為又は第二十二条各号に掲げる行為の制限のすべてについて法第七十条第一項又は第七十五条第二項の規定に基づく条例で第二十三条第三号イ又はロ（第二十五条において準用する場合を含む。）の制限が定められている場合におけるこれらの条例の規定による許可又は協議に係る行為

二 景観計画に定められた建築物の建築等又は工作物の建設等の制限のすべてについて法第七十五条第一項の規定に基づく条例で第二十四条第一項第一号の制限が定められている場合における当該準景観地区内で行う建築物の建築等又は工作物の建設等

第十二条の見出し中「届出後における」を削り、同条中「第十八条第一項」の下に「、第六十三条第四項及び第六十六条第四項」を加える。

第十四条の見出し中「収用委員会」を「景観重要建造物等の所有者に対する損失の補償に係る収用委員会」に改める。

第十九条を第二十九条とし、第十八条を第二十八条とし、第十七条の次に次の十条を加える。

(景観地区に関する都市計画に定められた制限に適合することを要しない形態意匠に係る義務を定める  
いる他の法令の規定)

第十八条 法第六十二条ただし書の政令で定める他の法令の規定は、第十一条第二号、第六号及び第七号に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令の規定で建築物又はその部分の形態意匠に係るものとする。

(形態意匠の制限に適合しない建築物に対する措置による損害の補償に係る収用委員会の裁決の申請手続)

第十九条 法第七十条第二項の規定により土地収用法第九十四条第二項の規定による収用委員会の裁決を求めようとする者は、国土交通省令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。

- 一 裁決申請者の氏名又は名称及び住所
- 二 当該建築物の所在地
- 三 当該建築物について裁決申請者の有する所有権その他の権利
- 四 当該建築物の形態意匠、用途及び構造の概要
- 五 法第七十条第一項の規定による命令の内容
- 六 通知を受けた補償金額及びその通知を受領した年月日
- 七 通知を受けた補償金額を不服とする理由並びに裁決申請者が求める補償金額及びその内訳
- 八 前各号に掲げるもののほか、裁決申請者が必要と認める事項

2 前項の裁決申請書には、当該建築物に関する図面で国土交通省令で定めるものを添付しなければならない。

(報告及び立入検査)

第二十条 市町村長は、法第七十一条第一項の規定により、建築物の所有者、管理者若しくは占有者、建築等工事主、設計者、工事監理者又は工事施工者に対し、当該建築物につき、その建築等に関する工事のうち屋根、外壁、門、塀その他屋外に面する部分に係るものの計画又は施工の状況に関し報告させることができる。

2 市町村長は、法第七十一条第一項の規定により、その職員に、建築物の敷地又は工事現場に立ち入り、当該建築物の屋根、外壁、門、塀その他屋外に面する部分及びこれらに使用する建築材料並びに設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(条例で景観地区内の工作物の形態意匠等の制限を定める場合の基準)

第二十一条 法第七十二条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 工作物の形態意匠の制限は、当該景観地区に関する都市計画において定められた建築物の形態意匠

の制限と相まって、建築物及び工作物が一体として地域の個性及び特色の伸長に資するものとなるように定めること。

二 工作物の高さの最高限度は、地域の特性に応じた高さを有する建築物及び工作物を整備し又は保全することが良好な景観の形成を図るために特に必要と認められる区域、当該市街地が連続する山の稜線その他その背景と一体となって構成している良好な景観を保全するために特に必要と認められる区域その他一定の高さを超える工作物の建設等を禁止することが良好な景観の形成を図るために特に必要と認められる区域について定めること。

三 工作物の高さの最低限度は、地域の特性に応じた高さを有する建築物及び工作物を整備し又は保全することが良好な景観の形成を図るために特に必要と認められる区域について定めること。

四 壁面後退区域における工作物（土地に定着する工作物以外のものを含む。次号において同じ。）の設置の制限は、当該壁面後退区域において空地を確保することが良好な景観の形成を図るために特に必要と認められる区域について定めること。

五 前各号の制限は、工作物の利用上の必要性、当該景観地区内における土地利用の状況等を考慮し、

地域の特性にふさわしい良好な景観の形成を図るため、合理的に必要と認められる限度において定めること。

六 景観地区工作物制限条例には、次に掲げる法第七十二条第一項の制限の適用の除外に関する規定を定めること。

イ 第十一条各号及び次に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令の規定で工作物又はその部分の形態意匠に係るものに基づく当該工作物又はその部分の形態意匠についての適用の除外に関する規定

(1) 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十五条第二項

(2) 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第四条第四項及び第五項、第六条第五項並びに第十四条の七

ロ 法第六十九条の規定の例による工作物についての適用の除外に関する規定

ハ 屋外広告物法第四条又は第五条の規定に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置についての適用の除外に関する規定

(条例で景観地区又は準景観地区内において規制をすることができる行為)

第二十二條 法第七十三條第一項及び第七十五條第二項の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 土地の開墾、土石の採取、鉦物の掘採その他の土地の形質の変更（開発行為を除く。）
- 二 木竹の植栽又は伐採
- 三 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積<sup>たいせき</sup>
- 四 水面の埋立て又は干拓
- 五 特定照明

(条例で景観地区内において開発行為等について規制をする場合の基準)

第二十三條 法第七十三條第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 開発行為又は前条各号のいずれかに該当する行為であつて、地域の特性、当該景観地区における土地利用の状況等からみて、当該景観地区における良好な景観の形成に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるものについて規制をすること。

- 二 前号の行為（国の機関又は地方公共団体が行うものを除く。）をしようとするときは、あらかじめ

、市町村長の許可を受けなければならないものとする。この場合において、国の機関又は地方公共団体が同号の行為をしようとするときは、あらかじめ、市町村長に協議しなければならないものとする。

三 第一号の行為についての規制は、次に掲げるものによること。

イ 開発行為についての規制は、開発行為後の地貌が地域の景観と著しく不調和とならないように、法第七十三条第一項の規定に基づく条例（以下この条において「景観地区開発行為等制限条例」という。）で、切土若しくは盛土によって生じる法の高さの最高限度、開発区域内において予定される建築物の敷地面積の最低限度又は木竹の保全若しくは適切な植栽が行われる土地の面積の最低限度を定めて行うこと。

ロ 前条各号に掲げる行為についての規制は、当該行為後の状況が地域の景観と著しく不調和とならないように、景観地区開発行為等制限条例で、規制をする行為ごとに必要な行為の方法又は態様を定めて行うこと。

ハ 第一号の行為についてイ又はロの制限を定める場合において、これらの制限に相当する事項が定

められた景観計画に係る景観計画区域内においては、景観地区開発行為等制限条例は、当該景観計画による良好な景観の形成に支障がないように定めること。

四 景観地区開発行為等制限条例には、次に掲げる行為についての第二号並びに前号イ及びロの制限の適用の除外に関する規定を定めること。

イ 第八条第三号及び第四号に掲げる行為

ロ 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

ハ 法第三十一条第一項の許可に係る行為

ニ 景観計画に法第八条第二項第五号ロに掲げる事項（当該景観地区開発行為等制限条例で定める前号イ又はロの制限と同等以上のものと認められる制限に関する事項に限る。）が定められた景観重要公共施設の整備として行う行為

ホ 法第八条第二項第五号ハ(1)から(6)までの許可（景観計画に当該景観地区開発行為等制限条例で定める前号イ又はロの制限と同等以上のものと認められる制限に関する事項がその基準として定められているものに限る。）に係る行為

へ 景観農業振興地域整備計画（当該景観地区開発行為等制限条例で定める前号イ又はロの制限と同等以上のものと認められる制限に関する事項が定められているものに限る。）の区域内の農用地区域内における農業振興地域の整備に関する法律第十五条の十五第一項の許可に係る行為

ト 都市計画法第二十九条第一項の許可（同法第三十三条第五項の規定に基づく条例に当該景観地区開発行為等制限条例で定める前号イの制限と同等以上のものと認められる制限がその基準として定められているものに限る。）に係る行為

チ 文化財保護法第四十三条第一項若しくは第二百二十五条第一項の許可に係る行為、同法第六十八条第一項の同意に係る同項第一号の行為又は文化財保護法施行令第四条第二項の許可若しくは同条第五項の協議に係る行為

（条例で準景観地区内における建築物又は工作物について規制をする場合の基準）

第二十四条 法第七十五条第一項の政令で定める基準は、次項に定めるもののほか、次のとおりとする。

一 法第七十五条第一項の規定に基づく条例で、イに掲げる制限を定めるほか、ロからニまでに掲げる制限のうち、当該準景観地区における良好な景観の保全を図るために必要と認められるものを定めて

行うこと。

イ 建築物の形態意匠の制限

ロ 工作物の形態意匠の制限

ハ 工作物の高さの最高限度又は最低限度

ニ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六十八条の九第二項の規定に基づく条例で壁面の位置の制限が定められた場合における当該制限として定められた限度の線と敷地境界線との間の土地の区域における工作物（土地に定着する工作物以外のものを含む。）の設置の制限

二 法第七十五条第一項の規定に基づく条例で前号イ又はロに掲げる制限を定めたものには、当該条例の施行に必要な法第六十三条、第六十四条、第六十六条、第六十八条、第七十条及び第七十一条の規定の例による建築物の建築等又は工作物の建設等についての市町村長による計画の認定、違反建築物又は違反工作物に対する違反是正のための措置その他の措置のうち、当該制限の内容、当該準景観地区における土地利用の状況等からみて必要と認められるものを定めること。

三 法第七十五条第一項の規定に基づく条例で第一号ハ又は二に掲げる制限を定めたものには、当該条

例の施行に必要な法第六十四条又は第七十一条の規定の例による工作物の建設等についての市町村長による違反工作物に対する違反是正のための措置その他の措置のうち、当該制限の内容、当該準景観地区における土地利用の状況等からみて必要と認められるものを定めること。

2 第二十一条の規定は、前項第一号の制限について準用する。この場合において、同条第一号中「工作物の形態意匠の制限は、当該景観地区に関する都市計画において定められた建築物の形態意匠の制限と相まって」とあるのは「建築物又は工作物の形態意匠の制限は」と、同条第二号から第五号までの規定中「形成」とあるのは「保全」と、同条第二号中「市街地」とあるのは「地域」と、同条第四号中「壁面後退区域における」とあるのは「第二十四条第一項第一号ニの区域における」と、「当該壁面後退区域」とあるのは「当該区域」と、同条第五号及び第六号口中「工作物」とあるのは「建築物又は工作物」と、同条第五号中「景観地区」とあるのは「準景観地区」と、同条第六号中「景観地区工作物制限条例」とあるのは「法第七十五条第一項の規定に基づく条例」と、「法第七十二条第一項」とあるのは「第二十四条第一項第一号」と、同号イ中「工作物又はその」とあるのは「建築物若しくは工作物又はこれらの」と読み替えるものとする。

(条例で準景観地区内において開発行為等について規制をする場合の基準)

第二十五条 法第七十五条第二項の政令で定める基準については、第二十三条の規定を準用する。この場合において、同条第一号中「景観地区」とあるのは「準景観地区」と、同号及び同条第三号ハ中「形成」とあるのは「保全」と、同号イ中「第七十三条第一項の規定に基づく条例(以下この条において「景観地区開発行為等制限条例」という。)」とあるのは「第七十五条第二項の規定に基づく条例」と、同号ロ及びハ並びに同条第四号中「景観地区開発行為等制限条例」とあるのは「法第七十五条第二項の規定に基づく条例」と読み替えるものとする。

(条例で地区計画等の区域内における建築物等の形態意匠について制限を行う場合の基準)

第二十六条 法第七十六条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 建築物又は工作物の形態意匠の制限は、建築物又は工作物が一体として地域の個性及び特色の伸長に資するものとなるように行うこと。

二 地区計画等形態意匠条例には、次に掲げる法第七十六条第一項の制限の適用の除外に関する規定を定めること。

イ 第十一条各号及び次に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令の規定で建築物若しくは工作物又はこれらの部分の形態意匠に係るものに基づく当該建築物若しくは工作物又はこれらの部分の形態意匠についての適用の除外に関する規定

(1) 道路法第四十五条第二項

(2) 道路交通法第四条第四項及び第五項、第六条第五項並びに第百十四条の七

ロ 法第六十九条の規定の例による建築物又は工作物についての適用の除外に関する規定

(被災者が自ら使用するための応急仮設建築物の規模)

第二十七条 法第七十七条第一項第二号の政令で定める規模は、三十平方メートルとする。

(都市計画法施行令の一部改正)

第二条 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第四条中「美観地区」を「景観地区」に改める。

第七条の六の見出し中「法第十二条の五第六項第二号の政令で」を「地区整備計画において」に改め、

同条中「建築物等の形態若しくは意匠の制限又は垣若しくは」を「垣又は」に改める。

第十四条の二の表市街化調整区域内において定める地区計画の項第五号及び同表集落地区計画の項第四号中「形態若しくは」の下に「色彩その他の」を加える。

第三十八条の四第二号中「又は」の下に「色彩その他の」を加える。

第三十八条の五の見出しを「(通常管理行為、軽易な行為その他の行為)」に改め、同条第四号中「又は」の下に「色彩その他の」を加える。

(建築基準法施行令の一部改正)

第三条 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三百三十六条の二の九」を「第三百三十六条の二の九・第三百三十六条の二の十」に、「第三百三十六条の二の十一」を「第三百三十六条の二の十一」に、「第三百三十六条の二の十二」を「第三百三十六条の二の十二」に、「第三百三十六条の二の十三」を「第三百三十六条の二の十三」に、「第三百三十六条の二の十四」を「第三百三十六条の二の十四」に、「第三百三十六条の二の十五」を「第三百三十六条の二の十五」に、「第三百三十六条の二の十六」を「第三百三十六条の二の十六」に、「第三百三十六条の二の十七」を「第三百三十六条の二の十七」に、「第三百三十六条の二の十八」に改める。

第十三条の二第一号中「第三百三十六条の二の十第一号」を「第三百三十六条の二の十一第一号」に改め、

同条第二号中「第三百三十六条の二の十第二号」を「第三百三十六条の二の十一第二号」に改める。

第三百三十六条の二の五第一項第八号中「建築物の屋根」を「地区計画等の区域（景観法（平成十六年法律第百十号）第七十六条第一項の規定に基づく条例の規定による制限が行われている区域を除く。）内に存する建築物に関して、その屋根」に改める。

第三百三十六条の二の九の見出し中「都市計画区域及び準都市計画区域以外の」を「都道府県知事が指定する」に改め、同条中「第六十八条の九」を「第六十八条の九第一項」に改める。

第三百三十六条の二の十七を第三百三十六条の二の十八とする。

第七章の七中第三百三十六条の二の十六を第三百三十六条の二の十七とする。

第七章の六中第三百三十六条の二の十五を第三百三十六条の二の十六とし、第三百三十六条の二の十四を第百

三十六条の二の十五とし、第三百三十六条の二の十三を第三百三十六条の二の十四とする。

第七章の五中第三百三十六条の二の十二を第三百三十六条の二の十三とし、第三百三十六条の二の十一を第百

三十六条の二の十二とし、第三百三十六条の二の十を第三百三十六条の二の十一とする。

第七章の四中第三百三十六条の二の九の次に次の一条を加える。

(準景観地区内の建築物に係る制限)

第三百三十六条の二の十 法第六十八条の九第二項の規定に基づく条例による制限は、次の各号に掲げる事項のうち必要なものについて、それぞれ当該各号に適合するものでなければならない。

一 建築物の高さの最高限度 地域の特性に応じた高さを有する建築物を整備し又は保全することが良好な景観の保全を図るために特に必要と認められる区域、当該地域が連続する山の稜線りょうせんその他その背景と一体となつて構成している良好な景観を保全するために特に必要と認められる区域その他一定の高さを超える建築物の建築を禁止することが良好な景観の保全を図るために特に必要と認められる区域について、当該区域における良好な景観の保全に貢献する合理的な数値であり、かつ、地階を除く階数が二である建築物の通常の高さを下回らない数値であること。

二 建築物の高さの最低限度 地域の特性に応じた高さを有する建築物を整備し又は保全することが良好な景観の保全を図るために特に必要と認められる区域について、当該区域における良好な景観の保全に貢献する合理的な数値であること。

三 壁面の位置の制限 建築物の位置を整えることが良好な景観の保全を図るために特に必要と認めら

れる区域について、当該区域における良好な景観の保全に貢献する合理的な制限であり、かつ、建築物の壁若しくはこれに代わる柱の位置の制限又は当該制限と併せて定められた建築物に附属する門若しくは扉で高さ二メートルを超えるものの位置の制限であること。

四 建築物の敷地面積の最低限度 建築物の敷地が細分化されることを防止することが良好な景観の保全を図るために特に必要と認められる区域について、当該区域における良好な景観の保全に貢献する合理的な数値であること。

2 法第六十八条の九第二項の規定に基づく条例で建築物の敷地面積の最低限度を定める場合においては、当該条例に、当該条例の規定の施行又は適用の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で当該規定に適合しないもの及び現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば当該規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合の適用の除外に関する規定（法第三条第三項第一号及び第五号の規定に相当する規定を含む。）を定めるものとする。

3 法第六十八条の九第二項の規定に基づく条例については、第三百三十条の二第二項及び前条第三項の規

定を準用する。

第四百四十八条第二項第二号中「第六十七条の二第三項第二号」の下に「法第六十八条第三項第二号」を加える。

（幹線道路の沿道の整備に関する法律施行令の一部改正）

第四条 幹線道路の沿道の整備に関する法律施行令（昭和五十五年政令第二百七十三号）の一部を次のように改正する。

第五条の二の見出し中「法第九条第六項第二号の政令で」を「沿道地区整備計画において」に改め、同条中「建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の形態若しくは意匠の制限又は垣若しくは」を「垣又は」に改める。

第七条第一号中「応じて建築物等」を「応じて建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）」に改め、同条第二号中「又は」の下に「色彩その他の」を加える。

第八条第四号中「又は」の下に「色彩その他の」を加える。

（集落地域整備法施行令の一部改正）

第五条 集落地域整備法施行令（昭和六十三年政令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「法第五条第四項第二号の政令で」を「集落地区整備計画において」に改め、同条中「、建築物その他の工作物（第五条、第六条及び第八条において「建築物等」という。）の形態若しくは意匠の制限」を削る。

第五条第一号中「応じて建築物等」を「応じて建築物その他の工作物（以下この条、次条及び第八条において「建築物等」という。）」に改め、同条第二号中「又は」の下に「色彩その他の」を加える。

第六条第四号中「又は」の下に「色彩その他の」を加える。

（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令の一部改正）

第六条 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成九年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

第九条の見出し中「法第三十二条第三項及び第四項第二号の政令で」を「特定建築物地区整備計画及び防災街区整備地区整備計画において」に改め、同条中「建築物等の形態若しくは意匠の制限又は垣若しくは」を「垣又は」に改める。

第十条第三号中「又は」の下に「色彩その他の」を加える。

第十一条の見出しを「（届出を要しない防災街区整備地区計画の区域内における通常管理行為、軽易な行為その他の行為）」に改め、同条第四号中「又は」の下に「色彩その他の」を加える。

（建設業法施行令の一部改正）

第七条 建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）の一部を次のように改正する。

第三条の二中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 景観法（平成十六年法律第一百十号）第六十四条第一項の規定による市町村長の命令に違反した者に係る同法第百条

（日本道路公団法施行令の一部改正）

第八条 日本道路公団法施行令（昭和三十二年政令第百八十号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第十九号中「並びに第二十二條第四項」を「、第二十二條第四項並びに第六十六條第一項から第三項まで及び第五項」に改め、同項第二十八号を同項第二十九号とし、同項第二十七号の次に次の

一号を加える。

二十八 景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）第二十三条第二号（同令第二十五条において準用する場合を含む。）

（首都圏整備法施行令の一部改正）

第九条 首都圏整備法施行令（昭和三十二年政令第三百三十三号）の一部を次のように改正する。

第八条中「の各号」を削り、同条第二号中「美観地区」を「景観地区」に改める。

（首都高速道路公団法施行令の一部改正）

第十条 首都高速道路公団法施行令（昭和三十四年政令第二百六十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第十八号中「並びに第二十二条第四項」を「、第二十二条第四項並びに第六十六条第一項から第三項まで及び第五項」に改め、同項に次の一号を加える。

二十七 景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）第二十三条第二号（同令第二十五条において準用する場合を含む。）

（阪神高速道路公団法施行令の一部改正）

第十一条 阪神高速道路公団法施行令（昭和三十七年政令第百七十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第十八号中「並びに第二十二條第四項」を「、第二十二條第四項並びに第六十六條第一項から第三項まで及び第五項」に改め、同項に次の一号を加える。

二十七 景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）第二十三條第二号（同令第二十五條において準用する場合を含む。）

（宅地建物取引業法施行令の一部改正）

第十二条 宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の五第二号中「第六十七條の二第三項第二号」の下に「、第六十八條第一項第二号及び第三項第二号」を加え、「第六十八條、」を削り、同條第五号の四中「許可」の下に「、同法第六十三條第一項の認定並びに同法第七十二條第一項、第七十三條第一項、第七十五條第一項及び第二項並びに第七十六條第一項の規定に基づく条例の規定による処分」を加える。

第三条第一項第二号中「第六十八條、」を「第六十八條第一項から第四項まで、」に改め、同項第五号の三中「第四十一條」の下に「、第六十三條第一項、第七十二條第一項、第七十三條第一項、第七十五條

第一項及び第二項、第七十六条第一項」を加える。

(地方住宅供給公社法施行令の一部改正)

第十三条 地方住宅供給公社法施行令(昭和四十年政令第九十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二十二号中「並びに第二十二条第四項」を「、第二十二条第四項並びに第六十六条第一項から第三項まで及び第五項」に改め、同項に次の一号を加える。

三十一 景観法施行令(平成十六年政令第三百九十八号)第二十三条第二号(同令第二十五条において準用する場合を含む。)

(地方道路公社法施行令の一部改正)

第十四条 地方道路公社法施行令(昭和四十五年政令第二百二号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第十八号中「並びに第二十二条第四項」を「、第二十二条第四項並びに第六十六条第一項から第三項まで及び第五項」に改め、同項第二十七号を同項第二十八号とし、同項第二十六号の次に次の一号を加える。

二十七 景観法施行令(平成十六年政令第三百九十八号)第二十三条第二号(同令第二十五条において

準用する場合を含む。）

（本州四国連絡橋公団法施行令の一部改正）

第十五条 本州四国連絡橋公団法施行令（昭和四十五年政令第二百九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十三号中「並びに第二十二条第四項」を「、第二十二条第四項並びに第六十六条第一項から第三項まで及び第五項」に改め、同項第三十一号を同項第三十二号とし、同項第三十号の次に次の一号を加える。

三十一 景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）第二十三条第二号（同令第二十五条において準用する場合を含む。）

（公有地の拡大の推進に関する法律施行令の一部改正）

第十六条 公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和四十七年政令第二百八十四号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第十二号中「第六項」の下に「並びに第六十六条第一項から第三項まで及び第五項」を加え、同項に次の一号を加える。

十七 景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）第二十三条第二号（同令第二十五条において準用する場合を含む。）

（日本下水道事業団法施行令の一部改正）

第十七条 日本下水道事業団法施行令（昭和四十七年政令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第十一号中「並びに第二十二條第四項」を「、第二十二條第四項並びに第六十六條第一項から第三項まで及び第五項」に改め、同条に次の一号を加える。

十三 景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）第二十三条第二号（同令第二十五条において準用する場合を含む。）

（不動産特定共同事業法施行令の一部改正）

第十八条 不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第二号中「第六十七條の二第三項第二号」の下に「、第六十八條第一項第二号及び第三項第二号」を加え、「第六十八條、」を削り、同条第六号の三中「許可」の下に「、同法第六十三條第一項の認定並びに同法第七十二條第一項、第七十三條第一項、第七十五條第一項及び第二項並びに第七十六條第一項

の規定に基づく条例の規定による処分」を加える。

(日本郵政公社法施行令の一部改正)

第十九条 日本郵政公社法施行令(平成十四年政令第三百八十四号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項第四号中「並びに第二十二条第四項」を「、第二十二条第四項並びに第六十六条第一項から第三項まで及び第五項」に改め、同項に次の一号を加える。

四十八 景観法施行令(平成十六年政令第三百九十八号)第二十三条第二号(同令第二十五条において準用する場合を含む。)

(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令の一部改正)

第二十条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令(平成十五年政令第二百九十三号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項第二十一号中「並びに第二十二条第四項」を「、第二十二条第四項並びに第六十六条第一項から第三項まで及び第五項」に改め、同項第二十八号を同項第二十九号とし、同項第二十七号の次に次の一号を加える。

二十八 景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）第二十三条第二号（同令第二十五条において準用する場合を含む。）

（独立行政法人水資源機構法施行令の一部改正）

第二十一条 独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

第五十七条第一項第二十号中「並びに第二十二条第四項」を「、第二十二条第四項並びに第六十六条第一項から第三項まで及び第五項」に改め、同項第二十八号を同項第二十九号とし、同項第二十七号の次に次の一号を加える。

二十八 景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）第二十三条第二号（同令第二十五条において準用する場合を含む。）

（独立行政法人緑資源機構法施行令の一部改正）

第二十二条 独立行政法人緑資源機構法施行令（平成十五年政令第四百三十八号）の一部を次のように改正する。

第四十六条第一項第九号中「並びに第二十二条第四項」を「、第二十二条第四項並びに第六十六条第一項から第三項まで及び第五項」に改め、同項に次の一号を加える。

十二 景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）第二十三条第二号（同令第二十五条において準用する場合を含む。）

（国立大学法人法施行令の一部改正）

第二十三条 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項第四十八号中「並びに第二十二条第四項」を「、第二十二条第四項並びに第六十六条第一項から第三項まで及び第五項」に改め、同項に次の一号を加える。

六十三 景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）第二十三条第二号（同令第二十五条において準用する場合を含む。）

（独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令の一部改正）

第二十四条 独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令（平成十五年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二十二号中「並びに第二十二条第四項」を「、第二十二条第四項並びに第六十六条第一項から第三項まで及び第五項」に改め、同項に次の一号を加える。

二十三 景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）第二十三条第二号（同令第二十五条において準用する場合を含む。）

（独立行政法人国立病院機構法施行令の一部改正）

第二十五条 独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第三十二号中「並びに第二十二条第四項」を「、第二十二条第四項並びに第六十六条第一項から第三項まで及び第五項」に改め、同項に次の一号を加える。

四十三 景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）第二十三条第二号（同令第二十五条において準用する場合を含む。）

（独立行政法人雇用・能力開発機構法施行令の一部改正）

第二十六条 独立行政法人雇用・能力開発機構法施行令（平成十五年政令第五百五十五号）の一部を次のよ

うに改正する。

第十六条第六号中「並びに第二十二条第四項」を「、第二十二条第四項並びに第六十六条第一項から第三項まで及び第五項」に改め、同条に次の一号を加える。

七 景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）第二十三条第二号（同令第二十五条において準用する場合を含む。）

（独立行政法人労働者健康福祉機構法施行令の一部改正）

第二十七条 独立行政法人労働者健康福祉機構法施行令（平成十五年政令第五百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第十三号中「並びに第二十二条第四項」を「、第二十二条第四項並びに第六十六条第一項から第三項まで及び第五項」に改め、同項に次の一号を加える。

十六 景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）第二十三条第二号（同令第二十五条において準用する場合を含む。）

（独立行政法人都市再生機構法施行令の一部改正）

第二十八条 独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項第二十三号中「並びに第二十二条第四項」を「、第二十二条第四項並びに第六十六条第一項から第三項まで及び第五項」に改め、同項に次の一号を加える。

三十一 景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）第二十三条第二号（同令第二十五条において準用する場合を含む。）

（独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令の一部改正）

第二十九条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年政令第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第十号中「並びに第二十二条第四項」を「、第二十二条第四項並びに第六十六条第一項から第三項まで及び第五項」に改め、同項第十三号を同項第十四号とし、同項第十二号の次に次の一号を加える。

十三 景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）第二十三条第二号（同令第二十五条において準

用する場合を含む。）

## 附 則

この政令は、景観法附則ただし書に規定する規定の施行の日（平成十七年六月一日）から施行する。

## 理由

景観法及び景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴い、景観地区に関する都市計画に定められた制限に適合することを要しない形態意匠に係る義務を定めている他の法令の規定、形態意匠の制限に適合しない建築物に対する措置による損害の補償に係る収用委員会の裁決の申請手続、条例で景観地区内の工作物の形態意匠の制限を定める場合の基準等を定める等関係政令の規定を整備する必要があるからである。